

横浜国立大学における内部質保証の基本方針

令和3年5月6日

学 長 裁 定

最近改正 令和8年8月6日

横浜国立大学（以下「本学」という。）の基本理念に則り、本学が継続的に、自ら教育研究活動等の自己点検・評価を行い、その結果を改善につなげることにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図ること（以下「内部質保証」という。）に関する基本方針を定める。

（内部質保証を実施する責任者及び組織体制）

第1 内部質保証を実施する責任者及び組織体制は、次のとおりとする。

(1) 内部質保証統括責任者

内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として、内部質保証統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。統括責任者は、学長をもって充てる。

(2) 内部質保証推進責任者

統括責任者を補佐し、内部質保証に関する業務を実質的に担い、必要な措置を講ずる者として、内部質保証推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。推進責任者は、理事又は副学長をもって充て、担当は別表1のとおりとする。

(3) 中核となる会議

イ 教育研究評議会

学長を議長とし、本学の教育及び研究の状況についての自己点検・評価及び内部質保証に関する事項を審議する。

ロ 評価部会

全学的な自己点検・評価に関する具体的な事項を処理する。全学の自己点検・評価及び改善の取組等を取りまとめて、教育研究評議会へ報告する。

(4) 組織体制

本学における内部質保証を実施する組織体制は、別表2のとおりとする。

（自己点検・評価）

第2 別表2の各組織（以下「各組織」という。）は、継続的に自己点検・評価を実施するものとする。

2 自己点検・評価の観点、認定評価機関が定める大学評価基準等を参考に、自己点検・評価の対象の特性に応じて適切に定めるものとする。

3 自己点検・評価の実施時期は、認定評価受審時期等を勘案しつつ、自己点検・評価の対象の特性に応じて適切に定める。なお、データ収集による簡素な自己点検を毎年定期的に行い、それらの自己点検の結果や得られたデータ等を踏まえた総合的な自己点検・評価を5～7年おきに行うことを目安とする。

4 各組織は、自己点検・評価の結果を、担当する推進責任者へ適切に報告するものとする。

5 推進責任者は、自己点検・評価の結果を必要に応じて教育研究評議会へ報告するものとする。

- 6 各組織は、自己点検・評価の結果を、原則として年に1回評価部会へ報告するものとする。
- 7 評価部会は各組織からの報告を取りまとめて確認し、原則として年に1回教育研究評議会へ報告するものとする。
- 8 各学部、研究科、各学府及び学環並びに文部科学省が認定する教育プログラム等を所管する組織が実施する教育課程等ごとの自己点検・評価の詳細については「横浜国立大学の教育課程等に係る自己点検・評価の実施要領」に定める。
- 9 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価の詳細については、「横浜国立大学の施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価の実施要領」に定める。

(改善計画の策定及び実施)

- 第3 各組織は、自己点検・評価において確認された事項について改善の必要がある場合は、改善の方針及び改善計画を策定し、実施するとともに、推進責任者に報告する。
- 2 推進責任者は、各組織からの改善計画の進捗状況報告を受け、必要な指示を行うとともに、重要なものについては、改善計画とその進捗状況を教育研究評議会へ報告する。
- 3 統括責任者は、教育研究評議会において推進責任者から前項の報告を受け、さらに改善が必要と認められる場合には、推進責任者へ必要な指示を行う。
- 4 統括責任者は、第2第7項に基づく報告について、教育研究評議会において確認し、改善が必要と認められる場合には、推進責任者へ必要な指示を行う。

(関係者からの意見聴取)

- 第4 各組織は、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の就職先等）からの意見聴取を実施し、自己点検・評価及びその後の改善に活用する。

(第三者評価、外部評価及び学外者の意見)

- 第5 大学機関別認証評価、専門職大学院認証評価、日本技術者教育認定機構（JABEE）による技術者教育プログラムの認定等の第三者機関等による評価や外部評価を実施する。また、監事、会計監査人の意見を取り入れるとともに、学内会議の委員等として学外有識者を招へいし、学外の意見を取り入れることで内部質保証の水準の向上を図る。

(情報収集・分析)

- 第6 内部質保証に係る取組を支援するため、次の情報収集・分析及び提言を行う。
 - (1) 大学戦略情報分析室においては、学内外に存在する大学運営に資する情報を収集・分析するとともに統括責任者への提言を行う。
 - (2) 教育推進機構においては、学修者本位の教育の実現に向けた大学教育の質的転換及び教育方法の改善のための学生行動調査等を重視するインスティテューショナル・リサーチを推進し、各学部、研究科、各学府、学環、教務厚生部会及びアドミッション部会へ提言を行う。

(中期目標、中期計画及び年度計画の達成状況に係る自己点検・評価)

第 7 中期目標、中期計画及び年度計画の達成状況に係る自己点検・評価については、評価部会が各学部、研究科、各学府、学環及び関係する組織等からの自己点検・評価の結果報告を取りまとめて確認し、原則として年に 1 回教育研究評議会へ報告する。

(情報の公表)

第 8 自己点検・評価の結果は、学校教育法第 109 条第 1 項の規定に基づき、適切に公表する。

附 則

この基本方針は、令和 3 年 5 月 6 日から実施する。

附 則

この基本方針は、令和 8 年 8 月 6 日から実施する。

別表 1

推進責任者	事項
教育を担当する理事又は副学長	教育
施設を担当する理事又は副学長	施設及び設備
情報を担当する理事又は副学長	情報
附属図書館を担当する理事又は副学長	附属図書館
総務を担当する理事又は副学長	総務
研究を担当する理事又は副学長	研究
地域を担当する理事又は副学長	地域連携
国際を担当する理事又は副学長	国際連携
ダイバーシティを担当する理事又は副学長	ダイバーシティ

別表 2

事項	組織
教育課程等	各学部、研究科、各学府、学環、文部科学省が認定する教育プログラム等を所管する組織
	教務厚生部会
	教育推進機構教育開発・学修支援部会
施設及び設備	施設部会
	情報戦略推進機構運営会議
	附属図書館運営委員会
学生支援	教務厚生部会

	安全衛生推進機構運営委員会
	教育推進機構学生 IR 統括部会
	国際戦略推進機構運営委員会
	ダイバーシティ戦略推進機構
	ハラスメント防止対策委員会
学生の受入れ	アドミッション部会
	教育推進機構高大接続部会
研究	研究推進機構運営会議
地域連携	地域連携推進機構運営会議
国際連携	国際戦略推進機構運営委員会